

食品表示適正化総合対策事業（拡充）

1. 趣 旨

- (1) 平成14年1月以降、原産地の不正表示等JAS法の違反事例が顕在化し、依然後を絶たない状況が続いている中で、引き続き、監視指導體制の強化等により食品表示の適正化を図ることが緊急の課題となっている。
- (2) また、食品の表示に関する共同会議における品質表示基準の見直しによる原料原産地表示の義務品目の拡大など、食品表示制度は継続的に見直されていく状況にあり、その内容について、消費者、事業者等に周知を図ることは、食品表示適正化への取組を円滑に進めていく上で極めて重要である。
- (3) このような状況を踏まえ、①消費者の協力による「食品表示ウォッチャー」の配置、巡回調査の実施、DNA鑑定技術を利用した表示の真正性の確認等の監視体制を引き続き整備するとともに、②食品製造業者や小売業者に加えて、中間加工業者、卸・仲卸業者等の食品流通の中間に位置する業者を含む関係者に対して食品表示制度の積極的な普及啓発等を行い、食品表示の適正化の推進を図る。

2. 事業内容

(1) 食品表示適正化推進事業（民間団体補助金）

130（124）百万円

- ① 食品の各分野毎の事業者等からなる協議会を開催し、食品表示の適正化のための方策を検討。
- ② 消費者・生産者・販売業者等が広く参加する食品表示に関する意見交換会（食品表示タウンミーティング）を開催し、食品表示に関する各層の幅広い意見を集約。
- ③ 食品の表示制度についてパンフレット、事業者向けのマニュアル等の作成・配布、雑誌等の紙面広告、セミナーの開催等を通じてその普及・啓発を推進。
- ④ 消費者の協力による「食品表示ウォッチャー」の配置を通じて食品表示の日常的監視及び不適正表示に係る情報収集を図るとともに、食品表示に関する消費者の知見を高めるために、消費者団体が行う食品表示に関する学習会に対する支援を通じて消費者参加型の食品表示の監視を実施。

(2) 食品表示適正化推進事務費

161（196）百万円

- ① 不適正な品質表示を行っている疑いのある食品販売業者等に対し、JAS法に基づく立入検査、任意調査を実施。
- ② 食品表示の適正化に向けた監視体制の強化を図るため、生鮮食品を対象とした巡回調査を実施。
- ③ 食品表示の適正化を図るため、事業者、消費者等に対して食品表示制度の啓発・指導を実施。
- ④ 全国の地方農政局、地方農政事務所等の表示・規格担当者間での情報の共有化、調査対象店舗の調査履歴及び関連情報の整理、検索の容易化のための監視対象店舗、違反等に関するデータベース（平成17年度に構築予定）の維持・運営。

(3) 食品表示適正化推進分析事務費 38 (40) 百万円

科学的手法を活用した不正表示の迅速・的確な摘発により、食品表示の適正化の推進を図るため、精米等DNA鑑定技術が実用段階にある食品を対象に、全国的な買上げ及び分析を行い、表示内容が正確であるか否かを検証。

3. 事業実施主体

(1) 民間団体 (2) (3) 農林水産省

4. 補助率

(1) 定額

5. 事業実施期間

(1) : 平成12年度(17年度組替) ~ 21年度

(2) : 平成15年度(17年度組替) ~

(3) : 平成16年度~

6. 平成18年度概算決定額

民間団体補助金・事務費

329 (360) 百万円

【担当課：消費・安全局 表示・規格課】